

平成 31 年 2 月 26 日 開会

平成 30 年度 第 12 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 30 年度 第 12 回紫波町教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成 31 年 2 月 26 日 午後 4 時から午後 4 時 30 分
- 1 場 所 紫波町役場 会議室 305
- 1 出席者 教育長 佐 美 淳
教育長職務代理者 高 橋 榮 幸
委 員 松 川 久 美
委 員 森 田 英 仁
委 員 滝 澤 真 千子
- 1 説明員 教育部長 石 川 和 広
学校教育課長 坂 本 大
こども課長 吉 田 真 理
こども主幹 須 川 範 一
学校給食センター所長 藤 尾 好 子
学習推進室長 谷 地 和 也
学務室長 葛 博 之

付議事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議案第 1 号
学校教職員の人事異動に関し議決を求めることについて
- 議案第 2 号
教育機関の長の人事に関し議決を求めることについて
- 日程第 3 議案第 3 号
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について
- 日程第 4 議案第 4 号
紫波町立学校再編基本計画案について
- 日程第 5 議案第 5 号
指定管理者の指定について(紫波町総合体育館及び紫波運動公園)
- 日程第 6 議案第 6 号
指定管理者の指定について(野村胡堂・あらえびす記念館)
- 日程第 7 議案第 7 号
平成 31 年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第 8 号
平成 31 年度一般会計予算案(教育委員会分)について

議事の概要

- 侘美教育長
これより会議を開きます。
本日の出席者は5名でございますので、会議は成立いたしました。
本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。
それでは、ただ今から平成30年度第12回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。
日程に入るに先立ちまして、行事報告及び行事予定についてご説明いたします。
(平成30年度第11回教育委員会定例会から第13回教育委員会定例会までの教育委員会関係行事報告及び行事予定について)
- 侘美教育長
日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- 侘美教育長
異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 侘美教育長
次に、日程第2 議案第1号及び議案第2号であります。学校教職員及び教育機関の長の人事案件でありますので、紫波町教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定により非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方は挙手願います。
(挙手あり)
出席者の3分の2以上に達しておりますので、非公開といたします。
それでは、会議規則第12条第3項の規定により、教育部長、学校教育課長、生涯学習課長を除く事務局職員は退場をお願いします。

～ 非公開 ～

- 侘美教育長
それでは、事務局職員の入室を許可します。
- 侘美教育長
次に、日程第3、議案第3号「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- 石川教育部長
議案第3号、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について」であります。
本条例案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。
詳細につきましては、学習推進室長より説明いたします。
(谷地学習推進室長より詳細説明)
- 侘美教育長
これより質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第3号、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 侘美教育長
ご異議なしと認めます。
よって議案第3号は、原案のとおり決定されました。
- 侘美教育長
次に、日程第4、議案第4号「紫波町立学校再編基本計画案について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 石川教育部長
議案第4号、「紫波町立学校再編基本計画案について」であります。
本計画案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。
(教育部長詳細説明)
- 侘美教育長
これより質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
- 森田委員

プロセスについては、丁寧に進められていたと思います。説明会もたくさん行っていただき、その中での意見集約、原案作成ですので、これに則って進めていただきたいと思います。東部地区ではスクールバスについてはどうなるのだろうと不安に思っている保護者はたくさんいるようです。しかし、赤沢地区では現在でも実際に運行しているので西部地区よりはハードルが低いのではないかと思います。

○ 滝澤委員

今まで色々な意見が出たと思いますが、やはり現実的に自分の子供が新しい学校に通学することになる保護者は明確な保障がないと不安な部分があると思います。新しいことを始めることは、子供たちにとって良い方向に行くであろうということが感じられますので、計画を進めていく中で様々な人の意見をきちんと集約していければ良いと思います。

○ 松川委員

自分の地区の住民の話を色々と聞いてきました。地区によっては、子供たちの環境は今のままが良いという話が出てきていますが、今が良いと言うのであれば子供たちの環境が変わった時にフォローできる状態なのだろうかという疑問に思うことがあります。臆病にならないで、子供たちが変わっていく姿を応援するという保護者になっていければ良いのではないかと思います。また、伝統文化の継承について、片寄地区ではこの学校再編の話が出る前から、小学校でやる、地域でやるということではなく、もう少し視野を広げた形で次世代に繋げていきたいという話がありました。各団体で今それぞれ話が出ている状況です。

○ 高橋教育長職務代理者

第一次答申にあるように、これからの子供たちをどう育てていくかということ視点を話し合われてきたことだと思います。第一次答申、第二次答申を基に、各地域で意見をもらいながら、しっかりと教育委員会で受け止めて来たと感じています。子供たちをどうするかという一点に集中しながら、これから学校再編を進めていただければ良いと思います。

○ 佐美教育長

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第4号、「紫波町立学校再編基本計画案について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

○ 佐美教育長

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案のとおり決定されました。

○ 佐美教育長

次に、日程第5、議案第5号「指定管理者の指定について(紫波町総合体育館及び紫波運動公園)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 石川教育部長
議案第5号、「指定管理者の指定について(紫波町総合体育館及び紫波運動公園)」であります。
指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。
詳細につきましては、学習推進室長より説明いたします。
(谷地学習推進室長より詳細説明)
- 佐美教育長
これより質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第5号、「指定管理者の指定について(紫波町総合体育館及び紫波運動公園)」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 佐美教育長
ご異議なしと認めます。
よって議案第5号は、原案のとおり決定されました。
- 佐美教育長
次に、日程第6、議案第6号「指定管理者の指定について(野村胡堂・あらえびす記念館)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 石川教育部長
議案第6号、「指定管理者の指定について(野村胡堂・あらえびす記念館)」であります。
指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。
詳細につきましては、学習推進室長より説明いたします。
(谷地学習推進室長より詳細説明)
- 佐美教育長
これより質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第6号、「指定管理者の指定について(野村胡堂・あらえびす記念館)」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 侘美教育長
ご異議なしと認めます。
よって議案第6号は、原案のとおり決定されました。
- 侘美教育長
次に、日程第7、議案第7号「平成31年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 石川教育部長
議案第7号、「平成31年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」であります。
平成31年度につきましても、引き続き町民憲章を教育行政の基本に据え、学務課、学校給食センター、学校教育課、生涯学習課、こども課の方針と施策を定めようとするものです。内容につきましては、各課長等より説明いたします。
(学務課長、学校給食センター所長、学校教育課長、生涯学習課長、こども課長説明)
- 侘美教育長
これより質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第7号、「平成31年度紫波町教育行政の方針及び重点施策に関し議決を求めることについて」については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 侘美教育長
ご異議なしと認めます。
よって議案第7号は、原案のとおり決定されました。
- 侘美教育長
次に、日程第8、議案第8号「平成31年度一般会計予算案(教育委員会分)について」を議題といたします。
提案者の説明を求めます。
- 石川教育部長
議案第8号、「平成31年度一般会計予算案(教育委員会分)について」であります。
平成31年度一般会計予算案(教育委員会分)について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を申し出ることについて、審議をお願いするものであります。内容につきましては、各担当から説明いたしま

す。

(学務室長、学校給食センター所長、学校教育課長、学習推進室長、こども主幹説明)

- 佐美教育長
これより質疑に入ります。
皆様方から、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
- 森田委員
決算書などを見たことがないので分からない部分がありますが、例えば、全体で言うと昨年比 1.7%増というのはありがたいことです。その中で学校給食センターの部分が1千万円減ということや社会教育の公民館費で1千5百万円減といった大きな減額について、正直な話をいうともう少し欲しいところだと思のですが、どうでしょうか。
- 谷地学習推進室長
公民館費の減額については、平成30年度中央公民館のトイレ改修工事で1千百万円程の予算がありましたが、平成31年度はそれが無いことから、かなり減額になっています。
- 藤尾給食センター所長
学校給食センターの管理費については、昨年度は高額な冷却機を購入しましたので、備品購入費は平成31年度かなり減額されております。
- 森田委員
学校再編により新しい校舎を建築するとして、全て町の負担ということではないと思います。
- 葛学務室長
東部地区では5つの小学校がまとまり、新しい小学校を建築する形となりますので、国から建築費の2分の1の補助が出ることとなります。紫波第二中学校に関しましては、改築という形になれば、3分の1の補助となります。
- 佐美教育長
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第8号、「平成31年度一般会計予算案（教育委員会分）について」は、原案に同意することにご異議ございませんか。
(「異議なしの」声あり。)
- 佐美教育長
異議なしと認めます。
よって議案第8号は、原案のとおり決定されました。

- 侘美教育長
以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。
続いて、その他に入ります。
事務局から説明願います。
(事務局からの事務連絡等)

- 侘美教育長
(質疑の有無を催促)
(「なし」の声あり。)

- 侘美教育長
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成 30 年度第 12 回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)